

ベトナムにおける日本法教育と外国留学生等の活用について
一般調査報告書

愛知県では、ベトナムに多くの県内企業が進出していることから、ハノイにサポートデスクを設置し、進出企業からの相談対応等を行っています。

人件費の高くなった中国から製造拠点を移管する、いわゆるチャイナプラスワンとしてベトナムに進出する企業が多く、近年は、堅調な経済成長による所得水準の向上を背景に、市場としての魅力から進出する企業も増えています。

また、県内企業への調査結果では、今後の進出先検討先としてベトナムはトップになるなど、同国への県内企業の関心は高まっています。

一方、ベトナムからの技能実習生や留学生も近年増加するなど、ベトナムと日本との交流は盛んになっており、こうした中、名古屋大学では、2007年にベトナムのハノイ法科大学内に「日本法教育研究センター」を設置し、ベトナムの学生に日本法教育を行う活動を行っています。

今月ベトナムに出張した際、同センターを訪問し、当地でベトナム人学生に日本法を教えている弁護士の木本様（アンダーソン・毛利・友常法律事務所所属）に、センターの取組み等をお聞きしましたので、その概要を報告したいと思います。

（以下、木本様との Q&A）

Q 名古屋大学がこうした取り組みを行っている背景を教えてください。

A 1990年代以降、アジアの社会主義国が市場経済体制へと移行する中、国内の法制度を国際標準に合わせる必要があります。しかしながら、これらの国々では法学教育や体制の整備が遅れていることが多いことから、欧米法をもとに日本社会に適合するよう独自に発展してきた日本法を学ぶことを通じ、これらの国々の法整備や人材育成に役立ててもらおうことを目的としています。

Q 具体的にはどんな取り組みを行っていますか。

A 名古屋大学には、法政国際協力研究センター（CALE）という組織があり、アジアの国々の法整備を日本政府と連携して支援しています。具体的には、①アジアの法研究・法整備支援研究、②法学教育支援、③国内人材育成などの取り組みを行っており、この中の②法学教育支援において、日本法の専門家を育成するための拠点の一つとしてベトナムのハノイに、2007年に日本法教育研究センターを設置しました。

Q 同センターのカリキュラムを教えてください。

A 日本法を学ぶ上で、その国の社会や文化、言語を理解することが重要であることから、優秀な学生を毎年約25名程度選抜し、4年間日本語教育を実施します。

2年生から、日本法を学ぶ基礎知識として日本史・公民などを学び、3年生からは、日本の法システムや憲法・民法などを勉強します。

また、センターの課程を終了した者の中から優秀な学生については、奨学金給付を受けて、名古屋大学大学院を中心とした大学院に留学しています。なお、これまで日本の大学院へ進学した数は33人、うち名古屋大学20人、名城大学1人、名古屋経済大学3人、その他大学9名となっています。

通常の大学のカリキュラムに加え、同センターの勉強を4年間する必要があるため、学生にとっては大変ですが、2017年度は、定員25名の募集に対し約250名の応募があり、人気となっています。

Q 修了生の進路はどのような状況ですか。

A 同センターでは2018年時点で82名の修了生を輩出しており、検察庁や裁判所といった国家機関や、法律事務所を含む日系企業などで活躍しています。

ベトナムに進出する愛知県はじめ多くの日系企業にとっても、日本法を理解したベトナム人が増えることは、ビジネスの面からも有益ですし、両国をつなぐ架け橋としての活躍も期待しています。

Q ハノイ以外で設置している拠点はありますか。

A ベトナム（ハノイ、ホーチミン）に加えて、カンボジアやラオス、インドネシア、ミャンマー、ウズベキスタン、モンゴルの全 8 拠点を設置しており、各国の法制度やその運用に関する情報を収集するとともに、日本法に関する文献等も所蔵しており、セミナー開催などを通じ日本法情報の発信拠点としての役割も担っています。

（センターが入る校舎）

（日本語を学ぶ学生）

（訪問先の本木様（右））



（ここまで Q&A）

さて、同センターからの留学生同様、日本で学ぶ外国人留学生は年々増加し、平成 2017 年度には約 27 万人になっており、愛知県では、約 6 千人もの外国人留学生が名古屋大学をはじめ県内大学や大学院に在籍し学んでいます。

日本語はもちろん高度な専門知識等を有する優秀な留学生ですが、愛知県が実施したアンケートでは日本で就職したい留学生は約 68%いるにもかかわらず、実際の就職率は 26%にとどまっています。

愛知県には海外に進出する企業も多く、これら企業では優秀な人材の確保が年々難しくなっているとの声も聞かれることから、愛知県では留学生の就職支援を目的に、様々な事業を行っています。

具体的には、企業の人事担当者に対する外国人材採用講座の開催や、インターンシップ、留学生からの相談窓口の設置、企業見学セミナーの開催、さらには企業と留学生との交流会などを行っています。

留学生の採用に関心のある企業の方につきましては、是非こうした事業も活用いただき、優秀な外国人材の採用につなげていただければと思います。

【問合せ先：愛知県政策企画局国際課（調整・留学生グループ）、Tel：052-954-6180】

現在国においては、外国人材受け入れに関する新しい在留資格制度の創設を検討しています。その背景には、国内の中小、小規模事業者をはじめとした人手不足の深刻化が指摘されており、日本では少子高齢化、経済のグローバル化、企業の海外進出などの進展が一層進むことが予想される中、外国人材の活用は一層重要になってくるのではないのでしょうか。

当センターでは、国内外の動きにも留意し、今後も外国人材の活用、県内企業の方々に役立つ情報収集・発信を行ってまいります。

本資料は、参考資料として情報提供を目的に作成したものです。

バンコク産業情報センターは資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。

本情報の採否は読者の判断で行ってください。

また、万一不利益を被る事態が生じましても当センター及び愛知県等は責任を負うことができませんのでご了承ください。